八代市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和6年7月29日(月)午後14時01分から午後14時54分
- 2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室
- 3. 出席委員(17人)
- 2番 吉永安圭美
- 3番 平野英明
- 4番 橋本一郎
- 5番 萩本一浩
- 6番 中村和人
- 7番 深田 智
- 職務代理者 9番 内田孝光
 - 10番 有馬日夫
 - 11番 門田静子
 - 12番 森本 健
 - 13番 宮山卓也
 - 14番 松本秀昭
 - 15番 木村秀子
- 職務代理者 16番 本田友治
 - 17番 松田林一
 - 18番 倉井正治
 - 19番 吉田寛実
- 4. 欠席委員(1人)

会長 白石勝敏

5. 出席推進委員(27人)

吉田和功

本田あゆ子

福島正一

齊藤光幸

中西千代志

鞍本敏男

渡邊康之

光永信一

林田孝介

矢鉾次義

山﨑嘉智

有村敏之

髙木 淳

杉本秀雄

瀬本浩和

宮福高上福藤橋上上寺黒岩本本橋原間山本村村本田村治治 一秋治弘敏男一人鄉 即即

6. 議事日程

第1 議案第23号 農地法第3条(委員会)について

第2 議案第24号 農地法第4条(知事) について

第3 議案第25号 農地法第5条(知事) について

第4 議案第26号 農地法第5条事業計画変更申請について

第5 議案第27号 基盤強化法(農用地利用集積計画の公告)について

第6 議案第28号 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】に

ついて

第7 議案第29号 農用地利用集積等促進計画案について

第8 議案第30号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

第9 議案第31号 非農地証明願について

第10 議案第32号 農地法第3条買受適格者証明(委員会)について

7. 農業委員会事務局職員

 局長
 柿本
 光明

 主幹兼係長
 田中
 学

 主幹
 小山
 貴晴

 参事
 井上
 真由美

 主任
 竹見
 清之

 主事
 村田
 茜

8. 会議の概要

事務局

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、会場の正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。 それでは、ただいまから7月の総会を開会したいと思います。

本日は、白石会長から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日は、白石会長が欠席ですので、八代市農業委員会会議規則第5条の2「会長に事故があるときは、総会においてあらかじめ定めた職務代理者が議長となり、議事を整理する」とありますので、職務代理者の本田委員に議長をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、7月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

9番 内田孝光委員、10番 有馬日夫委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、今月は法の性質上、先に審議しなければならない 議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますの で、よろしくお願いします。

それでは、最初に議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書 4° ージのとおり付議いたします。今月の申請は2件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、農用地区域内の農地でありますが、農振法第8条第4項に 規定する農用地利用計画で指定された用途に供するものであるため、不許可 の例外規定に該当し、また無断転用であるため土地選定の代替地はなく、許 可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

2番の案件は、10へクタール以上の広がりの区域内にある農地のため、 第1種農地に区分されますが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産 物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するために行われ るものであることから、不許可の例外規定に該当し、また無断転用のため土 地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから 説明をお願いします

1番、昭和。

推進委員

昭和の斎藤です。申請番号1番についてご説明いたします。申請地は、以前から農業用資材置き場として使用されておりましたが、今回の売却にあたり、一部分である申請地が転用許可を得ていないことが判明したことから申請になりました。なお無断転用による始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願いいたします

議長

2番、千丁。

推進委員

千丁の福本です。この事案について説明いたします。今月22日、深田委員他3名で現地確認を行いました。事案の所在地は千丁町〇〇〇、申請人は40年前にこの場所に農舎を建設しました。本年1月夫が亡くなり、相続の手続きを行っていたところ、本申請地が農業委員会の許可を得ていないことが判明しました。申請人は農地法に違反することを充分反省して、今回の申請に至っております。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に議案第26号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、を先に審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第26号 農地法第5条事業計画変更申請について、

議案書8ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。1番の案件は、令和6年5月10日付けで、農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的と変更なく、個人住宅及び資材置場として利用する内容となっています。

申請地は、第2種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、などから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請 について 6ページの申請番号6番と同時に申請がなされております。

それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田。

推進委員

ご説明致します。この7月26日、内田委員と現場に行ってまいりました。場所としましては、○○○○○から山の方に入って△△△メートルぐらい行ったところの左側になります。□□□□□□との境になりますから、鉄道から8メートル引かないと資材置き場、住宅が設置できないということでございましたので、この隣になる農地を取得したいということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。

次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より 説明をお願いします。

事務局

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案書5ページから7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が6件、使用貸借権が1件、賃貸借権が2件、合計の9件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

5ページの1番から6ページの5番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6番の案件は、先程ご審議いただいた、議案第26号「農地法第5条事業計画変更」、8ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的と変更なく、個人住宅及び資材置場として利用しますが、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張する内容となっています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断致しました。

7ページをお願いします。 7ページの 7番の案件は、申請地は農振農用地区域内 にある農地に区分され、転用者は畜産業や太陽光発電業務及び電力の販売などを営 む法人で、千丁町古閑出の田の一部に、平成30年8月21日付けの3年間の一時 転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置し、令和3年8月に、本県におけ る初回更新時の特例を適用し、2年間の一時転用が許可されており、また、令和5 年8月に1年間の一時転用で許可し更新されています。

今回、一時転用期間の満了とともに、下部の農地の耕作者と作物を変更し、さらに一時転用の更新を行うものです。

土地利用計画の内容は、転用者が自ら耕作者となり、上部にて太陽光発電設備を設置し発電事業を行うものですが、作物をこれまでのアシタバから飼料用米に変更し、また畜産業を営んでいることから、飼料用米を自家利用として耕作する計画です。設備の内容は、前回と同様に、支柱の高さ3メートルから3.7メートルで、太陽光パネル558枚、発電容量152.3キロワット、遮光率は70.9%程度であり、パネルの直下の農地面積は、1002.96平方メートルです。今回提出されました営農計画書より、飼料用米については、作付面積2,798平方メートルとし、10アールあたり1,500株を定植し、10アール当たりの収穫量は430キロを目標としています。また、地域の平均的な収穫量は、10アール当たり520キロであるので、平均値の83パーセントとなる予定です。飼料用米の10アールあたりの平均的な収穫量に対する収穫見込み量は、知見者からの意見書及び熊本県農業経営指標から、日照や通風など計画地の環境を踏まえた上で、年間を通して適正な肥培管理を行うことで、基準値である10アールあたり520キロの80パーセント以上の収量を上げることは可能とされていることから、一時転用許可は可能と判断しました。

次に、8番と9番の案件は、すでに個人住宅が建っている宅地に隣接する農地を 敷地拡張及び資材置場として利用するもので、ともにおおむね10ヘクタール以上 の、広がりの区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住 する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地 選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可 は可能と判断しました。

なお、8番の敷地拡張の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可 を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が 5件、贈与による取得が 2件ありました。地目は、田 1 万 4 , 8 8 7 平方メートル、畑 4 , 0 1 4 平方メートル、計 1 万 8 , 9 0 1 平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから 説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。1番、申

請地は、古閑中町の区画整理区域内の○○○○○より東へ△△△メートルいったところで、現状造成済みの農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。2番、申請地は古閑中町の区画整理区域内の□□□□□□より東へ○○○メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議お願いします

議長

3番、太田郷

推進委員

議長

6番、高田。

推進委員

高田の山﨑です。申請番号6番、先ほど説明しましたように、〇〇〇〇〇から山の方へは入りまして、△△△メートルほど行ったところに、ちょうど□□□□□□ があります。鉄道から8メートル引かないと建物は立てられないということでございましたので、7月26日内田委員とともに現地を確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

7番、千丁。

推進委員

申請番号7番、千丁担当上原です。申請地は、○○道路△△△△線□□□□□□□□□、○○の方へ△△メートルの左側になります。7月22日、深田農業委員他3

名で現地調査をしました。また本人からもいろいろ話を聞きました。営農型太陽光発電設備で日光を遮断する障害物もなく、十分な電力を得られるため、太陽光発電設備ソーラーパネル558枚を設置する申請です。転用面積は支柱等の面積1.4平方メートルですが、パネルの下部では、平成30年から令和5年12月まではアシタバを栽培していましたが、今回、譲渡人と譲受人が交代し、飼料用米を作付けすることになりました。既に田植えしてありました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします

議長

8番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号8番9番について説明します。申請番号8番、譲受人は農地付き空き家の購入を計画しましたが、申請地の一部は農地のままであることが判明したための申請です。申請地は宅地としての土地であり、付近の農作物に被害を及ぼすことはないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。なお、無断転用のため始末書が添えられております。申請番号9番、譲受人は土木建築業を営んでおり、〇〇〇〇〇線から交通の便が良いと申請地を買い受け、資材置き場として利用したいとのこと、申請地は田んぼと畑に囲まれており、周辺農地への影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。なお、7番の○○の案件は、営 農型太陽光発電施設であることから、県の諮問会議に(許可相当)として進達しま す。

次に、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より 説明をお願いします。

事務局

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。

今月は、売買による取得が10件、贈与による取得が1件、区分地上権の許可申請が1件ありました。最初に売買及び贈与による所有権移転についてご説明します。地目は、田 1万6,385 平方メートル、畑 995 平方メートル、計 1万7,380 平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、8番の区分地上権の設定ついてご説明します。地目は田、5,561平方メートルのうち、2,798平方メートルです。内容につきましては、先ほど御審議いただきました営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地上権設定の許可を申請するものです。太陽光発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。

今回は、太陽光発電設備の設置者と営農者が同一である案件となります。 なお、農地法第3条第2項、ただし書により、農地法第3条第2項各号に列記されている全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たす必要がない案件になります。それでは、御審議方よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから 説明をお願いします。

1番、郡築

推進委員

郡築担当吉田です。申請番号1番について説明いたします。7月25日現地確認を行いました。出し手は申請地から離れたところに居住しており、農作業機を運べず、耕作困難な状況であります。受け手は、A型事業所を複数展開しており、農作業所として利用したいとのことで、何ら問題はありません。審議お願いします

議長

2番、昭和

推進委員

昭和の斎藤です。申請番号2番について説明いたします。今月の25日に松本委員と現地確認を行ないました。渡し人の方は後継者がなく、規模縮小を考えておられます。受け人の方に相談されたところ、今回の合意となりました。受け人の方は法人であり、トマトを中心に規模の拡大をされており、何ら問題はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

3番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号3番について説明します。申請地は○○○町の△△△△△△△△△△より東へ□□□メートルいったところで、現況荒地状態の農地で、ここを買い受けてレタスを耕作したいといった申請になります。何ら問題ないと思います。審議お願いします。

議長

4番、松高。

推進委員

八代・松高地区担当の鞍本です。申請番号4番について説明します。7月23日に倉井委員さんと申請地を確認しました。案件は譲受人が申請地を取得して規模拡大を図るものです。譲受人は大規模農家で、周辺農地で農業を営んでおります。申請地は、井揚町の〇〇〇〇〇の東側に細長く位置して、西側は△△△△○で、東側に用悪水路があり、周辺農地への日照関係、水害等の影響は何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長

5番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号5番から7番について説明します。申請番号5番、7月23日、中村委員、譲渡人、譲受人の4名で現地確認を行ないました。地目は畑、譲渡人は高齢であり、申請地を耕作できず、放置状態で、譲受人は規模拡大のための申請ですので、問題ないと考えます。ご審議方よろしくお願いします。申請番号6番7番は、譲受人は違いますが、譲渡人は同じ、申請理由も同じなので一緒に説明をいたします。7月24、25日中村委員、譲渡人、譲受人の4名で現地確認を行ないました。譲渡人は後継者がおらず、営農を続けることが困難であり、譲受人が借り入れをしている農地を今回購入するという申請になります。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長

8番、千丁。

推進委員

申請番号8番、千丁担当上原です。場所は〇〇道路□□□□線△△△の信号機より○○へ△△△メートルの左側です。7月22日に農業委員他3名で現地調査をしました。営農型太陽光発電設備の2.9メートルから3.69メートルの区分地上権についての申請です。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

9番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号9番について説明します。7月23日、譲受人の法人より聞き取りを行ないました。法人は農地所有適格法人であり、営農目的で取得しようとするものです。今後経営規模の拡大を更に図りたいとのことでした。なお、申請地の確認を行ないました。申請地には単棟ハウスを建て、ブロッコリーの育苗施設を作るということでした。周辺農地への影響はないと思います。ご審議方よろしくお願いします

議長

10番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号10番、11番について説明します。申請番号10番、譲渡人は高齢のため、農業を続けるのは困難な状況です。譲受人は露地野菜農家で、後継者もあり、今回の申請は規模拡大のためのです。問題はないものと思われます。よろしくお願いします。申請番号11番、譲渡人は農業経営をしないとのことです。譲受人は農業を営みたく、農地付き空き家を購入したい、先々は農業収入を増やしたいと意欲があり、問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

12番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。12番について説明します。申請地は○○○線△△△ より東へ□□□メートルのところです。数年前から受け手の方が隣接地である申請 地をイチゴ栽培用に借りて利用されておりました。今回所有権の移転の申請になり ます。何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

議案第27号 農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第27号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書9ページから30ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が30件、面積は16万3,768平方メートル、所有権移転が8件、面積は3万494平方メートルです。これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。来月8月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、8月9日(金曜日)に実施いたします。関係する地区は、昭和同仁町、鏡町野崎、鏡町貝洲、鏡町北新地です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第28号 農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明 をお願いします。

事務局

議案第28号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について 議案書31ページから36ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、賃借権設定が7件で、面積は、2万2,051平 方メートル、使用貸借権設定が3件で、面積は、1万240平方メートル、合計の 面積は、3万2,291平方メートルです。これら申請のあった案件につきまして は、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判 断されます。議案第28号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定 することといたします。

次に、議案第29号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書37ページから39ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等 促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が2件、配分先の変更が3件、権利の移転が1件です。受け 人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。なお、申請のあった案件につ きましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3 号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると 判断されます。議案第29号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします

次に、議案第30号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務 局より説明をお願いします。

事務局

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による、農地中間管理機構への買入れ協議の要請を、議案書40ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、7月9日に、同法附則第3条第1項の規定による、所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法附則第3条第2項の規定により、当該農用地の所有者に通知をす

るよう、要請をするものです。買入れ協議制度における、市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということを通知していただくものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることになります。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで可決されました。八代市長に買入れ協議の要請をいたしま す。

次に、議案第31号 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第31号 非農地証明願について、議案書41ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、7月3日に、東陽地区農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。ご審議方お願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。1番の案件については、先ほど事務局から説明がありましたとおりで、7月3日に事務局職員と現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われます。ご審議のほうよろしくお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に 該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第32号 農地法第3条買受適格者証明について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第32号 農地法第3条買受適格者証明について、議案書42ページのとおり付議いたします。

今月の証明願は2件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。まず、買 受適格証明について説明いたします。買受適格証明は、競売・公売参加者が農地法 で定める適格者であるかどうかを証明するもので、農地法の許可の権限を有する農 業委員会が交付することになっております。農地の競公売に参加できるのは、買受 適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみとされています。また、買受適格証 明の発行の判断基準につきましては、耕作目的で取得をしようとするならば、農地 法3条許可申請の可否と同趣旨となります。証明書の交付後、競公売に参加して最 高価買受申出人となった者は、農地法3条の許可申請を行うこととなります。

今回、議案書記載の出願人につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、交付要件のすべてを満たしていると考えます。それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説

明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田でございます。農地競売に参加したく、買受適格証明願が2名の 方から出されております。1名は、競売物件の近くに居住しており、農業経営を拡 大したいとのこと、もう1名は、少々離れたところに居住しているものの、作業圏 内であるということ、2名とも日頃から農業経営に熱心に取り組んており、何ら問 題ないと思います。ご審議お願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、証明書の交付を許可 いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、地目変更届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。

これをもちまして、 7月の八代市農業委員会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年7月29日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員